

**記入例**

(様式1)

(水色の部分のみ入力してください)

(一社) 電子情報技術産業協会 指定用紙 1-1	
整理番号	
① ソフトウェア以外の場合	<input type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

JEITA記入欄

①又は②を選択し□を■に変更し、①の場合のみ申請してください。

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	機械及び装置
	設備の種類又は細目	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備
	設備の名称	半導体露光装置
	設備型式	JEITA300F
	本社名・事業所名	〇〇工業株式会社 ××事業所

申請者は、当該設備を取得事業者が、左記の「減価償却資産の種類」「設備の種類又は細目」で資産計上することを必ずご確認ください。

当該設備を取得する事業者の本社名および事業所名を記入してください

一定期間内に販売されていることを確認してください。

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	① 販売開始年度(西暦) : 2016年度(注2) ② 取得(予定)日を含む年度 : 2018年度(注2) ②-① = 2年	1. 該当	2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当	2. 非該当
	該当要件への当否		1. 該当	2. 非該当

「販売開始時期」および「生産性向上」要件の両方に該当する場合は、「該当要件への当否」の「1. 該当」を○で囲んでください。

比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合は、「生産性向上」の要件は選択せず、「販売開始時期」の要件が「1. 該当」なら、「該当要件への当否」の「1. 該当」を○で囲んでください。

(注1)一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。  
(注2)年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

該当要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

当該設備は、上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦 20 年 月 日  
一般社団法人 電子情報技術産業協会  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3  
TEL 03-6268-0010 FAX 03-5218-1076  
専務理事 長尾尚人 印

西暦 2018年 6月 6日  
製造事業者等の名称 製造事業者又は販売事業者等の名称を記入  
製造事業者等の所在地 製造事業者又は販売事業者等の住所を記入  
代表者等氏名 代表者の氏名を記入  
担当者氏名 所属 連絡先(電話番号) この証明書に関する担当者名、所属を記入  
△△△-〇〇〇〇-×××× (連絡が取れる番号)

内容を確認後に申請日を記入してください

事業統括責任者氏名でも可。ただし、その場合は、所属・役職名も併記してください。

氏名を記入した方の印または社印

記入してください。

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は  
【先端設備等導入計画に係る認定申請における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

(変更事項)	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)

記入しないでください。

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]  
本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条43項及び47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。  
これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法案の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。  
詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

様式1と様式1 (別紙) は、裏表で印刷してください。  
留意事項の内容は、必ず確認し、満たされている場合は、申請してください。

税制措置の対象設備に関する留意事項  
(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ① 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。  
設備の種類は税務上の資産区分（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類（機械及び装置、器具及び備品、工具など））と同様とお考えください。
- ② 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。  
なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③ 同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご注意ください。
- ④ 中小企業経営強化税制（国税）に関する注意：  
医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外、データセンター業を行う事業者は電子計算機が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合（映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等）は本税制の対象となりません。
- ⑤ 固定資産税の措置に関する注意：  
(1) 経営力向上計画に係る固定資産税の特例については、対象となる工具・器具備品・建物附属設備が、一部の地域（7都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）に所在する場合、対象業種に限定があります。  
※固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf>  
(2) 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例については、市区町村によって対象となる設備や業種、特例率などが異なることがありますので、詳細については中小企業庁又は所在する市区町村にお問い合わせください。
- ⑥ 本証明書の発行、経営力向上計画もしくは先端設備等導入計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件（取得価額や指定事業等）を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<参考> 税制措置の対象設備について

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て（※3）	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※1）	全て（※4）	60万円以上	14年以内
ソフトウェア（※2）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

- ※1 固定資産税の措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。
- ※2 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。
- ※3 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※4 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

記入例

(様式2)

(水色の部分のみ入力してください)

(一社) 電子情報技術産業協会 指定用紙 1-1	
整理番号	

JEITA記入欄

設備の名称	半導体露光装置
設備型式	JEITA300F

製造事業者等記入欄		JEITA チェック欄
販売開始要件	当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間に属する年度開始の日以後である	1. 該当 <input checked="" type="radio"/> 2. 非該当 <input type="radio"/>
	①当該設備の販売開始年度 : 2016 年度 ( 2016 年 3 月 ) ②当該設備の取得等をする年度 : 2018 年度 ( 2018 年 6 月 ) ②-① = 2 年	
該当要件	生産性向上要件	1. 該当 <input checked="" type="radio"/> 2. 非該当 <input type="radio"/>
	<比較指標> 以下の1~4のいずれかの指標で比較。 ※【 】内に具体的に記入する 1 生産効率 【 単位時間当たりの処理数 】 2 精度 【 】 3 エネルギー効率 【 】 4 その他 【 】 <指標数値> ※ 比較指標の数値および( )内に単位を記入する (一代前モデル) : 250 ( 枚/時 ) 販売開始年度 : 2011 年度 JEITA200F ( 2011 年 2 月 ) (当該設備) : 300 ( 枚/時 ) <生産性向上> 年平均 : 4.0 %	
該当要件への当否		1. 該当 <input checked="" type="radio"/> 2. 非該当 <input type="radio"/>

選択して、○で囲んでください。

本税制における販売開始および取得等をする「年度」は「1~12月」です。  
当該設備の取得等する年度の欄は、当該設備を取得等する事業者（設備ユーザ）が取得する年月です。

選択して、○で囲んでください。

当該設備と比較する旧モデルが無い場合は、社内の類似する機能・性能を持つ設備を抽出し、比較してください。  
それでも比較する一代前モデルが見つからない場合は、当該設備に類似する機能・性能を持つ設備が社内には一切ないことを説明した資料を提出してください。

<比較指標>は1~4の指標の中から一つ選択し○で囲み、【 】内に内容を簡潔に記入してください。

一代前モデルの型式を記入してください。

2015年度販売のモデル（当該設備）の指標（単位時間当たりの処理数）が300枚/時であり、  
2010年度販売の一代前モデルが250枚/時である場合の計算式

$$\{ (300-250) \div 250 \} \div 5年 \times 100 = \text{年平均}4.0\% \text{の向上}$$

$$\downarrow$$

$$\{ ( \text{「当該設備の指標数値」} - \text{「一代前モデルの指標数値」} ) \div \text{「一代前モデルの指標数値」} \} \div ( \text{「当該設備販売開始年度」} - \text{「一代前モデル販売開始年度」} )$$

選択して、○で囲んでください。

- (※1) 販売開始年度はカタログや仕様書等で確認できる、合理的な時期とすること。  
なお、年度とはその年の1月1日から12月31日までの期間をいう。
- (※2) 一定期間は、機械装置：10年以内、工具：5年以内、器具備品：6年以内、建物附属設備：14年以内
- (※3) 新製品であっても、同類の設備がある場合には比較すること。  
比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。  
比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。